

新潟市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 18 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 54 号

新潟市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟市建築基準法施行細則（昭和 48 年新潟市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）第 2 に基づき規則で付加する調査の項目、方法及び結果の判定基準は、別表第 1 の 2 に掲げるものとする。

附則に次の 2 項を加える。

（令和 7 年度の特定建築物の定期報告の時期の特例）

- 6 第 5 条第 1 項に規定する報告の時期については、令和 7 年度に限り、同項中「9 月 30 日まで」とあるのは「11 月 28 日まで」とする。

（令和 7 年度の特定建築設備等の定期報告の時期の特例）

- 7 第 7 条第 1 項に規定する特定建築物の昇降機以外の建築設備等の報告の時期については、令和 7 年度に限り、同項中「9 月 30 日まで」とあるのは「11 月 28 日まで」とする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 の 2（第 5 条関係）

	調査項目		調査方法	判定基準
1	常時閉鎖した	閉鎖又は作動の障害	告示別表第 1 第（	告示別表第 1 第（

	状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）	となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	1) 項の（は）欄に規定する方法	1) 項の（に）欄に規定する判定基準
2		扉の取付けの状況	告示別表第1第（2）項の（は）欄に規定する方法	告示別表第1第（2）項の（に）欄に規定する判定基準
3		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	告示別表第1第（3）項の（は）欄に規定する方法	告示別表第1第（3）項の（に）欄に規定する判定基準
4		固定の状況	告示別表第1第（4）項の（は）欄に規定する方法	告示別表第1第（4）項の（に）欄に規定する判定基準
5		作動の状況（人の通行の用に供する部分に設ける防火扉に限る。）	告示別表第1第（5）項の（は）欄に規定する方法	告示別表第1第（5）項の（に）欄に規定する判定基準

備考 この表において「告示別表第1」とは、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第723号）別表第1をいう。

別記第15号様式を次のように改める。

別記第 1 5 号様式（第 2 5 条関係）

建築基準法第 4 2 条第 2 項・第 3 項道路指定済証明書

第42条第2項に基づく 道路指定年月日		
第42条第3項に基づく 指定年月日・水平距離		
道路の位置		

上記のとおり相違ないことを証明します。
[注意事項]

第 号
年 月 日

新 潟 市 長

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。